

西東京市契約における暴力団排除措置要綱

第1 趣旨

この要綱は、西東京市（以下「市」という。）が締結する売買、賃貸、請負その他の契約（以下これらを「契約」という。）から暴力団関係者の関与を防止するための措置（以下「入札参加排除措置」という。）について、西東京市暴力団排除条例（平成24年西東京市条例第20号）及び西東京市契約事務規則（平成13年西東京市規則第58号）に定めるもののほか、必要な事項を定めるものとする。

第2 用語の定義

この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、当該各号に定めるところによる。

- (1) 資格者 西東京市契約事務規則第6条第1項及び第35条第1項の資格審査サービスに登録された者をいう。
- (2) 暴力団 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号。以下「暴力団対策法」という。）第2条第2号に規定する暴力団をいう。
- (3) 暴力団員等 暴力団対策法第2条第6号に規定する暴力団員又は暴力団員でなくなった日から5年を経過しない者をいう。

第3 入札参加排除措置

市長は、資格者が別表に掲げる措置要件（以下「措置要件」という。）のいずれかに該当すると認めるときは、西東京市指名業者選定委員会規則（平成13年西東京市規則第173号）に規定する西東京市指名業者選定委員会（以下「委員会」という。）の審議を経て、入札参加排除措置を行うことを決定するものとする。

- 2 市長は、前項の規定により入札参加排除措置を行うことを決定したときは、入札参加排除措置決定通知書により当該資格者にその旨を通知するとともに、当該資格者に対して入札参加排除措置を行うものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札参加排除措置を行ったときは、入札参加排除措置を受けた資格者（以下「入札参加排除者」という。）の商号又は名称、入札参加排除措置の理由、措置期間等を市のホームページ等により公表するものとする。
- 4 入札参加排除措置を行う期間（以下「措置期間」という。）は、第1項の規定により入札参加排除措置の決定をした日から第4第1項の規定による入札参加排除措置の解除を決定した日までとする。

第4 入札参加排除措置の解除

市長は、第3第2項の規定に基づき入札参加排除措置を行った当該入札参加排除者から入札参加排除措置解除申出書により申出があり、当該入札参加排除者が次のいずれにも該当すると認めるときは、委員会の審議を経て、当該入札参加排除措置を解除することができる。

- (1) 措置要件の区分に応じ、入札参加排除措置の決定をした日から起算して別表に定める月数を経過していること。
- (2) いずれの措置要件にも該当する事実がないこと。

- 2 市長は、前項の規定により当該入札参加排除措置を解除するに当たり、必要があると認めるときは、いずれの措置要件にも該当する事実がないことを証する書面等の提出を、当該入札参加排除者に求めることができるものとする。
- 3 市長は、前2項の規定に基づき、入札参加排除措置の解除を行ったときは、入札参加排除措置解除決定通知書により当該入札参加排除者にその旨を通知するものとする。

第5 勧告

市長は、資格者が措置要件のいずれにも該当しないと認められる場合であっても、この要綱の趣旨に照らし必要があると認めるときは、委員会の審議を経て、当該資格者に対し、必要な措置を行うよう勧告することができる。

- 2 市長は、前項の規定による勧告を行うときは、勧告書により当該資格者にその旨を通知するものとする。

第6 一般競争入札からの排除

市長は、一般競争入札を行うに当たり、入札参加排除者の入札参加を認めないものとする。

- 2 市長は、一般競争入札参加者が契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該入札参加資格を取り消し、当該入札参加排除者が提出した入札書（当該入札書に記載すべき事項を記録した電磁的記録を含む。以下同じ。）を無効とするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札参加資格を取り消したときは、その旨を当該入札参加排除者に通知するものとする。
- 4 市長は、第1項及び第2項に規定する措置について、あらかじめ入札公告において周知するものとする。
- 5 前各項の規定は、せり売りを行う場合についても適用する。

第7 指名競争入札からの排除

市長は、指名競争入札を行うに当たり、入札参加排除者を指名しないものとする。

- 2 市長は、入札の指名を受けた者が、契約の締結までの間に入札参加排除措置を受けたときは、当該指名を取り消し、当該入札参加排除者が提出した入札書を無効とするものとする。
- 3 市長は、前項の規定により入札の指名を取り消したときは、その旨を当該入札参加排除者に通知するものとする。

第8 随意契約の相手方の制限

市長は、入札参加排除者を相手方とする随意契約を締結してはならない。ただし、入札参加排除者を相手方とする随意契約を締結しなければ、市の事務事業に重大な支障を及ぼすことが明白であると市長が認めるときは、この限りでない。

第9 下請負等の禁止

市長は、入札参加排除者が、市の契約の全部又は一部の下請負人となることを

承認しないものとする。

第10 適用

第3、第4及び第6から第9までの規定は、入札参加排除者を構成員又は組合員として含む共同企業体、事業協同組合等についても適用する。

第11 関係機関との連携

市長は、この要綱の運用に当たっては、警察署その他の関係機関と緊密に連携するものとする。

第12 その他

この要綱に定めるもののほか、入札参加排除措置に関し必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

- 1 この要綱は、平成26年4月1日から施行し、同日以後に締結する契約について適用する。

(準備行為)

- 2 市長は、この要綱の施行の日前において、入札参加排除措置に係る準備その他必要な準備行為を行うことができる。

別表 (第3、第4関係)

措置要件	月数
1 資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が暴力団員等であるとき、又は暴力団員等が資格者の経営に実質的に関与しているとき。	24月
2 資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団員等に対して金銭、物品その他の財産上の利益を不当に与え、又は便宜を供与する等、暴力団の維持若しくは運営に協力し、又は関与していると認められるとき。	12月
3 資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自社、自己若しくは第三者の不正の利益を図り、又は第三者に損害を与える目的をもって、暴力団の威力又は暴力団員等を利用していると認められるとき。	12月
4 資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、暴力団又は暴力団員等と社会的に非難されるような関係を有していると認められるとき。	12月
5 資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、自ら契約する場合において、その相手方が前各項のいずれかに該当するものであることを知りながら契約したと認められるとき。	12月
6 資格者である個人又は法人の役員若しくは使用人が、第5第1項の勧告を受けた日から1年以内に再度勧告に相当する行為があったとき。	12月